

| 件名 | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 | | | | | | | | | | |
|--|--|----|-----|---------|---------|---|---|--|--|---------------|---------------|
| 主管課 | 人事課 | | | | | | | | | | |
| 根拠法令等 | 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和2年7月8日政令第217号） | | | | | | | | | | |
| <p>【改正の概要】</p> <p>漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和2年7月8日政令第217号）により、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部が改正されることに伴い、条例の改正を行うもの。</p> <p>【改正箇所及び内容】</p> <p>条例第3条（知事等の損害賠償責任の一部免責）</p> <p>県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～略～</td> <td>(1) ～略～</td> </tr> <tr> <td>(2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公安委員会委員又は海区漁業調整委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額</td> <td>(2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員又は公安委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員又は内水面漁場管理委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額</td> <td>(3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員又は内水面漁場管理委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(4) ～ (6) ～略～</td> <td>(4) ～ (6) ～略～</td> </tr> </tbody> </table> | | 現行 | 改正案 | (1) ～略～ | (1) ～略～ | (2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、 公安委員会委員又は海区漁業調整委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額 | (2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員 又は公安委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額 | (3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、 収用委員会委員 又は内水面漁場管理委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額 | (3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、 収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員 又は内水面漁場管理委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額 | (4) ～ (6) ～略～ | (4) ～ (6) ～略～ |
| 現行 | 改正案 | | | | | | | | | | |
| (1) ～略～ | (1) ～略～ | | | | | | | | | | |
| (2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、 公安委員会委員又は海区漁業調整委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額 | (2) 副知事、教育長、監査委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員 又は公安委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に4を乗じて得た額 | | | | | | | | | | |
| (3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、 収用委員会委員 又は内水面漁場管理委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額 | (3) 管理者、人事委員会委員、労働委員会委員、 収用委員会委員、海区漁業調整委員会委員 又は内水面漁場管理委員会委員 普通地方公共団体の長等の基準給与年額に2を乗じて得た額 | | | | | | | | | | |
| (4) ～ (6) ～略～ | (4) ～ (6) ～略～ | | | | | | | | | | |
| 施行日 | 令和2年12月1日 | | | | | | | | | | |
| 【その他参考事項】 | | | | | | | | | | | |